

自動車保険

重要事項のご説明

<TOYOTA GAZOO Racing ワンメイクレース対応保険>

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、自動車保険（TOYOTA GAZOO Racing ワンメイクレース対応保険）に関する重要な事項を説明しています。お申込み前に必ず読んでいただき、レース参加申込書の「ワンメイクレース対応保険 加入確認」の欄の質問事項にご回答の上、記載内容に誤りのないことを確認し、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に記載していますので、当社ホームページ（<https://ey.aioinissaydowa.co.jp/eydocs/webyakkan/html/ad/008a.html>）をご参照ください。もしくは、取扱代理店または当社へご請求ください。
- ※「TOYOTA GAZOO Racing ワンメイクレース対応保険」とは、株式会社テー・エス・シーを窓口とする「レース等使用中のみ補償特約」「車両保険」「搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約」「搭乗者傷害（死亡・後遺障害／重度後遺障害特別保険金）特約」がセットされた一般総合自動車保険のペットネームです。
- ※このご契約は、保険契約者と記名被保険者が異なる契約です。レース参加の皆さまにおかれましては、記名被保険者としてご一読ください。なお、車両所有者が異なる場合は、車両所有者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

お申込みに際して不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I. お申込み前におけるご確認事項

- 1 商品の仕組み……………2
- 2 基本となる補償および補償される運転者の範囲 等…………2
- 3 保険料の決定の仕組みと払込方法 等……………3
- 4 満期返れい金・契約者配当金……………4

II. お申込み時におけるご注意事項

- 1 告知義務（お申込み時にお申し出いただく事項）……5
- 2 クーリングオフ説明書（お申込みの撤回等について）…5

III. お申込み後におけるご注意事項

- 1 通知義務（ご契約後にご連絡いただく事項）……………5
- 2 解約と解約返れい金……………5

その他、留意していただきたいこと……………6

この書面において使用される主な用語についてご説明します。


用語	ご説明
保険契約者	この保険では、株式会社テー・エス・シー（以下 T S C と表記します）が保険契約者となります。
被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。
記名被保険者	この保険にご加入し、実際にレース当日に運転者となる方をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。

保険会社等の連絡窓口について

〔引受保険会社〕

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 神奈川自動車営業部 営業第一課
 〒221-8537 神奈川県横浜市神奈川区栄町7-1 MYXビル
 TEL : 045-459-7755

〔取扱代理店〕

 株式会社 テー・エス・シー
 〒222-0002 神奈川県横浜市港北区師岡町800
 TEL : 045-545-7935

指定紛争解決機関について

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人 日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕0570-022-808

- ※受付時間〔平日9：15～17：00（土・日・祝日および年末年始を除きます）〕
- ※携帯電話からも利用できます。
- ※IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ※おかけ間違いにご注意ください。
- ※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>

I. お申込み前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

契約概要

この保険は、一般総合自動車保険の搭乗者傷害保険と車両保険に、「レース等使用中のみ補償特約」をセットしてご提供します。これにより、レース中およびサーキット内の事故による損害・傷害に限定して補償します。

相手への賠償		ドライバーの補償			お車の補償
対人賠償責任保険	対物賠償責任保険	人身傷害保険	搭乗者傷害保険	車両保険	+ レース等使用中のみ補償特約
×	×	×	○	○	

○補償します／×補償できません

※1 搭乗者傷害保険は、次の2つの特約で構成されています。

- ①搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約
- ②搭乗者傷害（死亡・後遺障害／重度後遺障害特別保険金）特約

※2 車両保険のご契約タイプは、補償範囲が広い「一般補償」です。

	電柱・建物等自動車以外の他物との衝突・接触	あて逃げ	転覆・墜落	車対車の衝突・接触	火災・爆発	盗難	台風・洪水・高潮	窓ガラス破損・いたずら	物の飛来・落下	地震・噴火・津波
一般補償	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

○補償します／×補償できません

2 基本となる補償および補償される運転者の範囲 等

(1) 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償の保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ドライバーの補償 搭乗者傷害保険 ・搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約 ・搭乗者傷害（死亡・後遺障害／重度後遺障害特別保険金）特約	<搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約> ご契約のお車の自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方が死亡または後遺障害を被った場合に、ご契約金額に応じた保険金を定額でお支払いします。 <搭乗者傷害（死亡・後遺障害／重度後遺障害特別保険金）特約> 搭乗者傷害事故により傷害を被り、所定の後遺障害に対し「搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約」による後遺障害保険金が支払われる場合で、かつ、介護を必要とすると認められるときに、搭乗者傷害保険金額の10%に相当する額（1回の事故につき100万円限度）を保険金としてお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に生じた損害・傷害 ● 被保険者が、無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に、その本人に生じた損害・傷害 ● 被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に乗車中に、その本人に生じた損害・傷害 ● 被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって、その本人に生じた損害・傷害 ● 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失※によって、その本人に生じた損害・傷害 ※「心神喪失」とは、認知症、知的障害、精神障害等の理由により判断能力が常時欠けている状態をいいます。
お車の補償 車両保険 ・一般補償	ご契約のお車が衝突、接触等の事故によって損害を被った場合に、保険金をお支払いします。ただし、車両保険金額が限度となります。また、事故時に発生するさまざまな費用を補償する次の費用保険金をお支払いします。 ・損害防止費用 ・権利保全行使費用 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ● 無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に生じた損害 ● 詐欺または横領によって生じた損害 ● ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さび、その他自然の消耗による損害 ● 故障による損害（バッテリー上がりを含みます） ● 国または公共団体の公権力行使によって生じた損害 ● タイヤ（チューブを含みます）のみの損害（火災・盗難による損害を除きます） ● 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害 等

★次の場合には、すべての補償項目において、**保険金をお支払いすることはできません。**

- ・地震・噴火、これらによる津波によって生じた損害・傷害
- ・戦争、武力行使・革命・内乱等の事変、暴動、核燃料物質 等によって生じた損害・傷害
- ・サーキット以外の場所において生じた損害・傷害
- ・次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合 等



この保険には「レース等使用中のみ補償特約」がセットされています。サーキット以外の場所において生じた損害・傷害は補償されません。

(2) 保険金額の設定

契約概要

保険金額は、補償項目ごとに決めていただくもの（車両保険）と、あらかじめ決まっているもの（「搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約」、「搭乗者傷害（死亡・後遺障害／重度後遺障害特別保険金）特約」）があります。

この保険契約では、ご契約のお車の型式と初度登録年月に応じて車両保険金額を設定してご案内します。

(3) 免責金額

注意喚起情報

この保険の車両保険では、ご契約のお車が全損（※）以外の事故の場合に、損害の額から20万円を差し引いてお支払いします。

※「全損」とは、ご契約のお車を修理することができない場合（ご契約のお車が盗難にあい発見されなかった場合を含みます）、または修理費の額が保険価額以上となる場合をいいます。

(4) 主な特約の概要

契約概要

● 車両価額協定保険特約（車両保険に自動セット）

ご契約時における「ご契約のお車の市場販売価格相当額」を保険価額として協定し、車両保険金額を定めることで、保険期間中の経年減価にかかわらず、協定した価額を限度に保険金をお支払いします。

（注）協定保険価額がご契約のお車の実際の市場販売価格相当額を著しく超えるときは、そのお車の市場販売価格相当額を限度に保険金をお支払いします。

(5) ロードアシスタンスサービス

注意喚起情報

この保険では、ロードアシスタンスサービスは提供されません。

(6) ご自身で一般的な自動車保険をご契約されている皆さまへ

注意喚起情報

一般的な自動車保険をご契約の場合で、レース中およびサーキットで発生する事故を補償する特約を別途ご自身で手配された場合、この保険に重ねてお申込みいただくことで、重複部分の保険料が無駄となることがあります。

(7) 運転者の範囲および年令条件等

契約概要

注意喚起情報

この保険では、運転者の範囲、年令条件等を設定できません。

(8) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

保険期間は、公式予選、決勝レースの日程にあわせて設定されます。

なお、この保険には「レース等使用中のみ補償特約」がセットされていますので、保険期間内であっても、サーキット以外の場所において生じた損害・傷害は補償されません。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、「保険種類（一般総合自動車保険）」・「ご契約のお車の種類」・「補償内容」・「保険金額」や次の要素等により決定します。実際に払い込む保険料相当額は、お申込みの前にご確認ください。

制度名等	ご説明									
等級別割引・割増制度	この保険では、一般的な自動車保険（ノンフリート契約）に適用される「等級別割引・割増制度」は適用されません。									
記名被保険者 年令別料率区分	この保険では、一般的な自動車保険（ノンフリート契約）に適用される記名被保険者年令別料率区分は適用されません。									
型式別 料率クラス制度	<p>自動車の「型式」ごとの保険成績を基に「対人賠償・自損傷害」、「対物賠償」、「傷害」、「車両」の各々について、「1」から「9」までの料率クラスに区分した制度を導入しています（数値が大きいほど保険料が高くなります）。</p> <p>原則として毎年1月1日に、現在の料率クラスが適正であるか見直しを行っています。</p> <p>この保険では、ご契約のお車の型式に該当する「傷害」・「車両」の料率クラスを適用します。</p>									
各種割引・割増 制度	<p>■ A S V 割引 【9%割引】 用途車種が自家用（普通・小型）乗用車で、以下の①および②の条件をいずれも満たすご契約について、保険料が割引となります。 ① 衝突被害軽減ブレーキ（A E B）が装備されていること ② ご契約のお車の型式が発売された年度（4月始まり）に3を加算した年の12月以前に始期日があること （注）この割引の対象となる衝突被害軽減ブレーキ（A E B）はメーカー標準装備またはメーカーオプション装備の装置に限ります。</p> <p>■ E C O 車 割引（先進環境対策車割引） 【3%割引】 初度登録年月から始期日の属する年月までの期間が13か月以内の「ハイブリッド車」、「電気自動車」、「燃料電池車」または「C N G 車（圧縮天然ガス車）」の場合、保険料が割引となります。</p> <p>■ 新車割引 【11%割引】 用途車種が自家用（普通・小型）乗用車で、初度登録年月から始期日の属する年月までが右表の期間の場合、保険料が割引となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25か月以内</th> <th>26～49か月以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両</td> <td>11%</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>搭乗者傷害</td> <td>11%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 耐損傷性・修理性割引（ドーン！とおまかせ） 【車両保険16%割引】 用途車種が自家用（普通・小型）乗用車かつ新形式の自動車で、当社の衝突実験装置を用いて行われる所定の衝突実験により、耐損傷性・修理性の改善度にかかわる所定の基準を満たし、初度登録年月から始期日の属する年月までの期間が13か月以内の場合、車両保険料が割引となります。 ※ 新車割引と耐損傷性・修理性割引の条件を共に満たす場合は、車両保険は耐損傷性・修理性割引を、搭乗者傷害保険は新車割引を適用します。</p> <p>■ レース等出場自動車に関する割増 「レース等使用中のみ補償特約」の保険料として、レースの危険度に応じ、所定の割増を適用しています。</p>		25か月以内	26～49か月以内	車両	11%	11%	搭乗者傷害	11%	
	25か月以内	26～49か月以内								
車両	11%	11%								
搭乗者傷害	11%									
	<p>お車の条件によって、右記以外の割引・割増を適用する場合があります。</p>									

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

この保険の保険料は、TSCが保険契約者として当社に一括して払い込みます。レース参加の皆さまご自身が保険契約者となってお契約いただくことおよび当社に直接保険料を払い込みいただくことはできません。
レース参加料とは別に、保険料相当額をTSCへ払い込みください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

契約概要

Ⅱ. お申込み時におけるご注意事項

1 告知義務(お申込み時にお申し出いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者、記名被保険者および車両所有者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、お申込み時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、以下の項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

【告知事項】

記名被保険者

ご契約のお車（レース出場自動車）の運転者を記名被保険者とする保険です。お申込みの際に、運転者を正しくお申し出ください。

2 クーリングオフ説明書(お申込みの撤回等について)

注意喚起情報

この保険は、保険期間が1年以内のご契約のため、クーリングオフの対象となりません。

Ⅲ. お申込み後におけるご注意事項

1 通知義務(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 次の事項が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店までご連絡ください。
①・②についてご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

① 次の項目の変更

- ご契約のお車の用途車種、登録番号、車台番号
- 登録番号のないご契約のお車の保管場所
・沖縄県から沖縄県以外への変更または沖縄県以外から沖縄県への変更

② ご契約のお車について、レンタカーからレンタカーではないお車への変更、またはレンタカーではないお車からレンタカーへの変更

- (2) 次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店までご連絡ください。

- | | |
|-----------------------|---|
| ① ご契約のお車（レース出場自動車）の変更 | ④ ご契約のお車の改造、高額な付属品（カーナビゲーション等）の装着または取り外し等による、ご契約のお車の車両価額の著しい増加または減少 |
| ② 記名被保険者（運転者）の変更 | |
| ③ レース出場の取りやめ | |

2 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、レース開催日の前日までに、取扱代理店または当社にお申し出ください。レース開催日以降にお申し出いただいた場合は、解約返れい金相当額の返還はありません。

その他、留意していただきたいこと

1 事故が起こった場合

もしも事故が起こってしまったら、**レース後の公道走行車検時に事故の報告**を行ってください。

事故の報告手続き

- レーシングパスポートと一緒に返却される
「車両現状報告書」の事故報告欄に必要事項を記入
- 必要事項記入後、**「車両現状報告書」をトヨタカーズ・レース・アソシエーション (T.R.A.) へ再提出**
(損傷個所の写真・車検証(写)等の必要書類をTSCへ後送)



- ◇ 事故の報告は、公道走行車検時に必ず行ってください。
- ◇ 事故の状況確認等にご協力いただく場合があります。あらかじめご了承ください。

公道走行車検終了後、パドック内をはじめとするサーキット敷地内での事故につきましては、一般的な自動車保険で補償されます。

2 契約取扱者の権限

注意喚起情報

契約取扱者が取扱代理店の場合、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され、有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

3 個人情報の取扱い

注意喚起情報

【個人情報の利用目的について】

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS & ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

① 当社およびグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

② 提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保険医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

● 契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります（自動車保険の合計台数が10台以上となったときは、所有・使用する自動車のご契約に関する個人情報を含みます）。

● 再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページをご覧ください。

<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

4 ご契約条件について

保険金請求状況などによっては、次回以降のお申込みの際に補償内容を変更させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

5 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合 等

この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

6 共同保険について

（複数の保険会社で引き受けるご契約をされる場合）

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独別個に責任を負います。

7 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。

ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。